

一般質問 平成26年12月11日

自由民主党 32番 波多洋治

皆さん、おはようございます。

自由民主党岡山県議団波多洋治です。

今回で43回目の質問になります。師走を迎え、御多忙の中、本日も傍聴席においでをいただきました。ありがとうございます。

さて、突如として衆議院の解散となり、ただいま総選挙の真ただ中にあります。この選挙は、総理みずからの言う、アベノミクス解散ではありますが、実はもう一つ深いところに解散の真の理由があると考えます。それは、戦後日本の抱えるさまざまな問題を今後の4年間の安定政権の中で着実に改革するという決意であり、目指すは戦後レジームからの脱却であります。最重要課題である日本国憲法の改正問題を筆頭に、毅然として我が国の領海や領土を守る国土防衛策、北朝鮮に拉致された被害者の奪還、尖閣諸島の領土保全、小笠原諸島の海底資源の保護、竹島や北方領土の問題、朝日新聞によって捏造された慰安婦強制連行と河野談話破棄の問題、限りなく日本をおとしめる反日的慰安婦像の問題、国のために命をささげた英霊を祭る靖国神社参拝問題、そして教科書の偏向記述の問題、真実の歴史が歪曲され、捏造された自虐歴史問題等、数え上げれば切りのない、戦後日本が抱える悲しい現実に取り込み、みずからの国はみずからの力で守る、真の主権国家、独立国家日本の建設を目指して国民の声を一心に背負いながら、安倍総理の果てしない戦いが続きます。

さて、全国都道府県議会議長会発行の№464号の議長会報に掲載された内閣官房参与藤井聡京都大学大学院教授の提言は、一読に値します。そこには、「現在の我が国の実情は、阪神・淡路大震災以降、列島は地震活動期に入り、同時に御嶽山に代表されるように、火山噴火も誘発され、さらにはかつてあり得なかったゲリラ豪雨のすさまじさにより、洪水や土砂災害に襲われるようになった。その災害の猛威の中に、インフラは老朽化して国民は危機の中に放置されている」と訴えています。これらの問題に対処するために、国土強靱化基本法が1年前に制定され、そして本年6月、その基本計画が策定されました。その実現のためには、地方が国土強靱化地域計画を今すぐ速やかに策定せよと提言しています。

知事は、本年9月初め、部局横断組織の人口減対策のためのプロジェクトチームを立ち上げられました。藤井教授の弁をかりるならば、まさしく本県の最優先課題は、地域強靱化にあるのではないのでしょうか。それは、単に防災・減災対策のみならず、その事業は新たな地方の活性化策となり、結果として知事の言う、本県が安心・安全の岡山であることを証明することとなるわけであります。防災事業・強靱化事業は、新たな雇用を創出し、県民の希望につながり、目指す人口増対策とも成り得るのではないかと思います。そして、この国土強靱化地域計画は、近い将来の安全・安心に向けたシナリオであり、県民に広く周知されることが必要であります。賢明な知事におかれましては、既に確かなシミュレーションを描いているとは思いますが、本県の国土強靱化地域計画について、知事の御所見をお聞かせください。

次に、先月11月22日夜10時8分に、長野県北部白馬村の地下5キロメートルの震源地で発生したマグニチュード6.7の地震について申し述べたいと思います。

御承知のとおり、たくさんの住宅が全壊または半壊をして、建物の下敷きになるなどして、重症10人、軽症36人、合わせて46名の負傷者があったものの、死者は1名もなく、その理由は何であったのか、注目されたところであります。理由の1番は、ハザードマップが工夫されていたことでもあります。そこには、町のどのあたりで土砂災害のリスクがあるとか、洪水でどのあたりまで浸水するから避難場所はどこかなどを色分けしていると同時に、白馬村独自の工夫がありました。そのハザードマップには、各家庭が近隣のどの家庭の安否を確認するか、あらかじめ決められていたわけです。せいぜい2軒か3軒の範囲ですというふうに、マップに示されているわけです。いざ地震が起きたときにスムーズに安否の確認ができたということでもあります。理由の2番は、各家庭にジャッキという工具が設置されていたことでもあります。各家庭がジャッキを使って逃げおくれで家屋の下敷きになっている人を助け出すことができた。普通は、建設会社かガソリンスタンドにしかないジャッキが家庭にあったことで、その後のレスキュー隊もスムーズに救助ができたということでもあります。理由の3番は、白馬村は過疎地だったそうですが、若い人も多く、下敷きになった高齢者を助け出すために、若者たちも活躍したということでもあります。いざという時のために、日ごろから地域の若者たちの参加が望まれるところであります。理由の4番は、まさしく平素の避難訓練が役立つということでもあります。長野県北部に地震が起きたのは、夜のことでしたが、地元になれないレスキュー隊を夜道で誘導できたことも、平素の避難訓練が生かされたということでもあります。理由の5番は、救助に関してきちんとした役割分担ができていたということでもあります。白馬村では、8つのグループに分類されており、それぞれにグループ長がおり、安否が確認次第、グループ長から役所への報告が徹底しており、地震発生から役所への報告までに2時間を要しなかったということでもあります。そして最後の理由の6番は、地域のきずなが挙げられるでしょう。80歳の男性が70代の女性に声をかけ、助け出すためにお互い名字ではなく名前呼びかけ合っていたということでもあります。お互い幼なじみで、高齢者になってもきずなの強かったことが挙げられます。最近の若い人たちが高齢者になるころも、このようなきずなを持ち続けることができるでしょうか。

ところで、岡山県の自主防災組織率を上げることも大切ですが、同時に、組織のあり方自体についても、この白馬村のような死者を一人も生まなかった実例をよい参考例として、いま一度考えてみる必要があるのではないかと思います。危機管理監の御所見をお聞かせください。

次に、本年8月19日に、県は人口減少問題を克服するために、福祉、教育、産業振興等のさまざまな分野における県の取り組みを組織横断的な視点から点検し、今後取り組むべき対策の方向を打ち出すために、人口減少問題対応プロジェクトチームを設置いたしました。この会議は、第1回が9月5日、第2回が11月13日に開かれております。

そこでまず、総合政策局長にお伺いいたします。

そこで検討された2回の会議の内容と今後の取り組みについてお教えてください。

ところで、伊原木知事も小田議長も、それぞれその一員である全国知事会、全国都道府県議会議長会などの地方六団体から、本年10月21日に、国に対して地方創生の推進や地方分権改革の推進、また、予算や税制等に関するさまざまな提言・要望が出されております。その中には、人口減少を克服する最後のチャンスと捉え、国と地方が総力を挙げて抜本強化に取り組む必要があるとしています。また、まち・ひと・しごと創生会議の長期ビジョンや総合戦略の骨子案にも、人口減少問題については、中心的課題として明記されております。いわく、人口減少は今後加速度的に進む、人口減少は地域によって異なる、いわく人口減少は経済社会に大きな負担となる、人口減少によって

経済が縮小スパイラルに陥る等であります。その意味で、本県がいち早く人口減少問題に関する部局横断的な組織を立ち上げられたことは、まことに時宜を得た取り組みであると評価できます。しかし、活動の真価が問われるのは、まさしくこれからというときに、来年3月31日をもってプロジェクトチームを解散するということが、何ゆえでしょうか、お教えてください。

また、地方六団体が国に対して要望している少子化対策の抜本的強化策として、結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた多様な施策を強力に展開できる自由度の高い仕組みを構築するとか、早い年代から安心して子供を産み育てることができるよう、地域の高齢者や企業等による子育て支援の充実を図ることとか、子供の多い多子世帯に対して、福祉、教育、住宅などについて、思い切った公的支援を実施することなどの政策は、国に要望するだけではなく、本県の人口減対策として直ちに実行できることではありませんか。なぜ実行しないのですか、知事にお伺いしたいと思います。

次は、農林水産部長にお伺いいたします。

ことしは、米価が下落して、米づくりをしている農家の人が悲鳴を上げています。市場に出回っている約60の銘柄のうちのほとんどが下落し、25年産米の概算金では1万円以下は1銘柄のみでしたが、26年産米では1万円を超えたのは13銘柄のみ、さらに3,000円以上安くなっている銘柄も24銘柄、下落幅も昨年に比べて一段と安くなっております。国には、経営所得安定対策として、当年度の販売収入額が標準的な収入を下回った場合、収入減の影響を緩和するナラシ対策があり、その差額の9割を補填するという制度があります。国からの交付金は、農家が積み立てた積立金の3倍が上限として支払われます。ところが、基準となる標準的収入の額は、直近の5カ年のうち基準となる最高、最低を除く3年間の平均収入となるため、今後も、ことしのように米価が下落すれば、下落したときの収入額の平均となっていくため、標準的収入額自体が年々下げられていくということになります。JA岡山の平成24年の概算金の単価は、本年のおよそ2倍近い数字になりますが、この高い価格が基準算定に使用されることはありません。強い農業、もうかる農業をうたいながら、農業は市場経済に翻弄されながら、制度自体が不安定でいつまでたっても安定的な豊かさを確保することができません。農林水産部長さん、何とかありませんか。

また、このナラシ対策、実は新米が生産され、わずか5カ月ほどの間に、つまり来年3月31日までに農家が販売・契約した米の量にのみ補填されるのです。米は、長期保存の可能な食料品ではありませんか。収穫から販売までの期間が1年かかって当然ではありませんか。農家が3月末までにどれほどの米が処分できますか。来年の新米が産出されるまでは、農家が保有しつつ消費者に販売している例もたくさんあります。これでは、米の一括丸投げを奨励するような制度ではありませんか。収穫後の米の検査段階で、本年度の収穫量が確定できるのではありませんか。なぜその数字をもってナラシ対策の対象としないのですか。農林水産部長さん、何とかありませんか。

ところで、ことしの米価の下落は、在庫米の量によるとの話もあります。農水省によれば、6月末の民間在庫米が222万トンあり、この販売が農業経営をさらに圧迫するとの見方があります。さらには、人口減や高齢化により、米の需要は減少すると思われれます。一方で、外食産業の割合がふえております。このような状況下、本県では、米の消費拡大のためにどのような施策を打ち出し、取り組んでいますか。例えば、県下約16万人の学校給食対象者の米飯給食を1日ふやせばどのぐらい米の消費につながるのでしょうか。あるいは、知事、副議長は、先般、シンガポール、マレーシアを訪問され、岡山の農林水産物の販路拡大をアピールされました。今後、2030年には人口20億人に達するイスラム圏への販路拡大にせよ、岡山県産米は輸出に十分耐え得る商品であると思えます。

が、そのようなことは視野にあるのでしょうか。今後の米消費拡大策についていかがでしょう、農林水産部長さん、お教えてください。

続いて、教育長にお伺いいたします。

これからお話することは、50年前のことと思います、お聞きください。

思えば昭和41年4月5日、希望と期待に胸を膨らませてトンネルを抜けると、真っ白な雪景色のような伯備線石蟹の駅におりました。私の最初の赴任校は、新見市立明新小学校でした。最初の担任は、5年生36人でした。私は、学生時代の同志であった同級生4人と同じ家に下宿していました。着任早々、なぜかそのころ、先生方の朝の集まりが悪く、新卒の私は右往左往していました。全校朝礼のときに、担任は私一人の寂しいときもありました。教育長さん、なぜだかわかりますか。そうなんです。組合が高梁川の河原で始業時間に食い込むストライキをしていたのです。組合の言い分がわからないわけではありませんが、たび重なる波動的なストライキで教師が学校の子供たちを犠牲にすることは許せませんでした。その思いは、4人の仲間も同じでした。ついに堪忍袋の緒の切れるところとなり、その年の10月、4人の仲間とともに組合を脱退しました。その翌日、地元の新聞の1ページを全部割く大きな記事となり、市民一般の知るところとなったのです。以来、組合側の激しい攻撃にさらされることになりました。組合のみならず、国労からも動労からもオルグが派遣されました。時に脅迫や圧力、時に人格に絡む人権問題、時に人事に絡むブラフ、我ながらよくぞ耐えたと思います。しかし、盟友であった3人の仲間は、ついに組合の力に屈服して、組合に復帰してしまったのです。悲しくて悔しくてたまりませんでした。それもやむを得ざる選択と思い、諦めたのであります。なぜやむを得ざる選択であったのかというと、誰も非組合員を守らなかったからです。かの大分県教委のように、当時は県教育委員会と組合は癒着しており、人事権すら組合が握っていたからであります。組合から阻害される、孤独になる、仲間外れになる、まことにつらい立場に立たされます。今でこそ組織率、県教組で55%、全国は31%ですが、当時は非常に高い数字であったと思います。まさしく今日の県教組の新聞がティーチャーズ・ユニオンと称するがごときです。

地方公務員法第52条には、「職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体」と規定されております。さらに、その第3項において、「職員は、職員団体を結成し、もしくは結成せず、または、これに加入し、もしくは加入しないことができる」とあります。しかるに、例えば今回の条例改正による本県職員の給与改定は、人事委員会の勧告を受け、知事が提案し、そしてそれを議会が議決して初めて予算案件として成立するわけであり、知事が提案するということは、県行政に携わる全ての職員の給与改定であるにもかかわらず、組合側は交渉の成果として、あたかもその恩恵は組合側の勝利として宣伝されるのであります。つまり、非組合員にとっては、その成果のおこぼれをちょうだいするようなこととなり、いたたまれない気持ちになるのであります。どのように組合交渉を重ねようとも、県民から負託された我々県議会議員の議決によって最後は成立するということを、ゆめゆめ忘れてはなりません。教育長さん、非組合員であった私がたびたびつらい思いをしたことの意味が御理解いただけたでしょうか、教育長さんの御所見をお聞かせください。

さて、教育基本法第14条第2項には、「法律に定める学校は特定の政党を支持し、または、これに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない」と記され、地方公務員法第36条並びに教育公務員特例法第18条のいずれにおいても、職員の政治的行為の制限がうたわれております。いわく地公法第36条第2項は、「職員は、特定の政党、その他の政治的団体、または、特定の

内閣、もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、またはこれに反対する目的を持って、あるいは公の選挙、または、投票において特定の人を支持し、または、これに反対する目的を持って政治的行為をしてはならない」と規定されております。私は、公務員が法によって守られる存在であると同時に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ全力を挙げてこれに専念しなければならない立場にあることに鑑みて、服務に関して県教委はきちんとしたチェック体制を持たなければならないと思います。結果として、それは組合を守ることであり、非組合員を法に基づいて守ることになるのではないかと思います。組合に対する教育長のお考えをお教えてください。

さらに、さまざまな法が公務員の政治的行為に対しても厳しい規制をかけていますが、これらについて最近余りにも野放図になっているのではないかと思います。教育という同じ土俵に立つ者が、違った方向に足を向けてよい結果が生まれるはずはありません。例えば、県教委が取り組む学力向上対策は、とにかく過去問、それが教育として、何ともお粗末、あきれたものと批判し、また、頑張る学校応援事業は、きわめつけは御褒美 100 万円とやゆし、指導主事を学校へ派遣する魅力ある授業づくり徹底事業は、大きなお世話、現場は大迷惑と非難しています。土曜授業の復活にしても、放課後学習サポート事業にも理解はありません。このような実態で果たして教育県復活はあるのか、大変心配するところでもあります。今、重にして大なることは、県教委と現場の結束にあるのではないかと思います。教育長の御所見をお聞かせください。

以上で一般質問を終わります、御清聴ありがとうございました。

【答弁】 知事

自由民主党の波多議員の質問にお答えいたします。

まず、国土強靱化地域計画についての御質問であります。国土強靱化は自然災害の発生時に人命の保護が最大限図られ、さまざまな重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にする平時からの地域づくりを行うものであり、本県が生き活きプランで進めている安心で豊かさが実感できる地域づくりにも資するものと考えております。現在、国の支援を受けたモデル自治体による策定作業が進められており、その状況を踏まえながら、策定体制やスケジュールなど、具体的な策定方針を定め、本県の実情を踏まえた有効な計画となるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、人口減少問題の克服についての御質問であります。

本県の対策についてであります。人口減少問題の克服には、国と地方が適切な役割分担のもと、総力を挙げて取り組んでいくことが重要であります。このため、県としては、少子化対策や産業振興など、人口減少問題の克服に資するさまざまな施策を推進しており、例えばお話のライフステージに応じた施策についても、男女の出会いのための環境づくりや子育て家庭への経済的支援など、県独自の施策に一生懸命取り組んでいるところでございます。そうした上で、制度の見直しや地方への財政措置、規制緩和や権限・税財源の移譲など、国が責任を持つべき事柄については、今後とも、全国知事会などを通じて国に対し積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

【答弁】 危機管理監

お答えいたします。

自主防災組織のあり方についてであります。白馬村の事例から、結成の促進だけでなく、組織が有効に機能するよう、平素からの避難訓練の実施、地域住民によるハザードマップづくりなどを通じて、住民同士の顔の見える関係づくりや活動の活性化を進める必要があると、改めて感じたところがあります。白馬村の事例以外にも、県内の自主防災組織で住民総出で避難ルートを確認したり、顔写真入りの世帯名簿を作成して、避難支援対策を進めている事例もあり、こうした優良事例を積極的に情報提供し、農村部、都市部等それぞれの地域の実情に応じた活動の活性化が図られるよう、市町村に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

【答弁】 総合政策局長

お答えいたします。

人口減少問題の克服に関し、プロジェクトチームのうち、会議の内容等についてであります。9月5日の第1回会議では、人口減少により生じる諸問題を洗い出し、関係する県の施策を整理いたしました。11月13日の第2回会議では、第1回会議での議論を受けて、担当部局がそれらの課題と改善すべき方向性などを検討して持ち寄り、部局横断的な視点から幅広く議論を行ったところであります。今後、市町村が取り組んでいる各種施策の実施状況も参考にしながら、県として強化すべき施策や新たに取り組むべき対策などについての議論を深め、年度末までにその方向性を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、解散についてであります。プロジェクトチームの役割は、人口減少問題の克服に向けた実効性のある対策の方向性を取りまとめることであり、その取りまとめの期限を年度末としておりますことから、存続期間も3月31日までとしているものであります。

なお、国の総合戦略が示されれば、地方創生に関する国の政策に機動的に対応し、プロジェクトチームが取りまとめる方向性を踏まえつつ、岡山県版の総合戦略の策定はもとより、地方創生に向けた施策を迅速かつ的確に推進するため、今後、知事をトップとして全庁的に取り組む体制としていく必要があると考えております。

以上でございます。

【答弁】 農林水産部長

お答えいたします。

米価の下落についての御質問であります。

まず、安定的な豊かさの確保についてであります。その実現のためには、米づくり農家の所得向上を図り、持続的な経営を可能とする取り組みが必要であると考えております。現行のナラシ対策では、御指摘のように、米価下落が続けば標準的収入額が年々下がっていくことが考えられることから、まずは需要に応じた適正な規模の作付を行い、米価の安定を図っていくことが重要であると考えております。そのため、市町村や農業団体と連携して、飼料用米や大豆などの主食用米以外の作付を推進することとしております。それに加えて、意欲ある農業者が安定的な所得を得られるよう、消費者が求める品種や付加価値の高い米など、売れる米づくりを推進してまいりたいと存じます。

次に、ナラシ対策についてであります。この制度では、お話のとおり、翌年3月末までに販売さ

れた米のほか、消費者等との販売契約が交わされたものが対象とされておりますので、制度を有効活用するために、できる限り消費者等との間で数量の確認ができる販売契約を行っていただきたいと考えております。一方、検査段階での収穫量は、所有権の移転を伴っておらず、販売または契約数量ではないため、この数字をナラシ対策の対象とはできないと、国から聞いております。

なお、米は長期保存が可能で、積極的な経営展開を図るため、米を4月以降も消費者等に直接販売する農家にとっては、制度が十分機能しない状況も考えられるため、こうした実態を国に伝えてまいりたいと存じます。

次に、消費拡大策についてであります。県では、関係機関や団体と連携し、若い世代に対する米や御飯食の大切さの啓発、米飯学校給食の推進、地産地消運動を通じた県産米の利用促進等に取り組んでいるところであります。県内の米飯給食は、現在週5回の給食のうち平均3回を超え、米粉パンや米粉麺の導入にも取り組んでいるところであります。米飯給食の1日当たりの精米の使用量は約14トンとなっております。また、米の輸出については、昨年日本から輸出された米は約10億円、米菓子や日本酒など米加工品を含めると約150億円であり、国は海外での日本食ブームを背景に、平成32年には600億円に伸ばす計画としております。県といたしましても、植物検疫や関税など、相手国の規制動向や宗教上の課題を研究しながら、米や米加工品の輸出を促進することとしており、こうした取り組みを総合的に実施することで、県産米の消費拡大につなげてまいりたいと存じます。

以上でございます。

【答弁】 教育長

お答えいたします。

まず、教育委員会と教職員組合についてのうち、組合活動に対する所見についてであります。かつてたび重なるストライキや非組合員に対する行き過ぎた対応もあったとお聞きし、御苦勞されたと受けとめております。職員の給与改定は、勤務条件にかかわることであり、法に基づき職員団体と交渉を行うこととなっておりますが、議会の議決により成立するものであることへの教職員の理解が十分でないことが、お話の非組合員の思いにつながっているのかと存じます。また、組合への加入は任意であります。私としては、組合員、非組合員にかかわらず、全教職員が一体となって、子供たちの教育の充実に向け取り組む職場となるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、サービスのチェック体制についてであります。職員団体の活動に対しては、相互不介入の原則に立って、その運営に関しては介入しないこととしておりますが、教員のサービスの厳正を期することは、公務員として当然のことであり、中でも政治的行為については、教育公務員として特に厳しく制限されているところであります。そのため、これまでも時期を捉えて通知により全教職員の注意を喚起するとともに、管理職研修や校内研修等において、不祥事防止のためのチェックリストを活用し、政治的行為の制限についても確認させるなど、教職員の自覚を促してきたところであります。今後も、引き続き、教育の中立性確保の観点から、サービスについて厳正に指導してまいりたいと存じます。

最後に、県教委と現場の結束についてであります。学力向上等の課題改善に向け、県教委と学校が地域の協力を得ながら、全力を挙げて取り組んでいるさなか、お話のような声が出ていることは、まことに遺憾なことでもあります。しかし、魅力ある授業づくり徹底事業では、学校訪問を初年度10回から翌年2回としたところ、学校からはもっと多く来てほしいという要望も出されているところであります。私としては、学校現場との共通理解が何より重要であることから、県教委幹部による全校

訪問を行い、直接教職員と意見交換しておりますが、今後、さらに施策の趣旨等の徹底を図り、県教委と現場が一体となって教育県岡山の復活に向け全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

【再質問】

再質問をさせていただきます。

岡山県の危険箇所等については、一番行政側が知り得ているのではないかと思います。よく地元から河川の改修等について要望があつて、県民局を訪ねますと、いやあもう予算がないんじゃで大体終わるんですけど。そういうときに、地域強靱化計画の中で、地域をきちんと守っていくというような地域に応じた、そういう改修計画があれば、2年後にできますよとか、1年間は待ってくださいという、そういう見通しのある答えが得られるのではないかと思います。このあたりそういう答えを引き出すというのは非常に難しいのでしょうか、知事さん、ちょっと教えていただきたいと思います。

次に、農林水産部長ですが、経営所得対策というのがございまして、大変ありがたい制度であると思いますが。先ほど申し上げましたナラシ対策に対して、もう一つ面積払い、それから数量払いの制度がございまして、これをゲタというのですが、このゲタという名前は、私、いささか気に食わないというか、もう少し品位のある言葉をぜひつくっていただきたいと思うんですが、これはお願いだけにさせていただきます。

それから、教育長さんでございますけど、私は施策の前に、こうして知事が教育再生、あるいはそれを教育委員会が一生懸命に取り組んでいるときに、一方現場の教員たちのこういう集団、こういう組合が、あたかも足を引っ張るような、そういう体制では、私はまずいと思いますので、施策の出る前にしっかり論議をして、その上で一つの共通した方向を見出して、ともに助け合つて、ともに力を合わせて頑張っていこうという体制ができないと、この教育再生の問題は非常に難しいのではないかと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

【答弁】 知事

国土強靱化に絡めて、危険箇所について、例えば河川改修などについて、もっともっと実情に即した対応をするべきではないのか、何かできることはないか、考えていることはないかという質問に対してお答えをいたします。

私もぜひ地域の実情に応じた柔軟な対応をしてほしいと考えておりますけれども、具体的にどのように配分をしているかということに関しましては、私よりも土木部長にぜひ聞いていただきたいと思っております。土木部長、お願いします。

【答弁】 土木部長

お答えいたします。

危険箇所ということでございますけれども、それぞれ県民局、地域事務所等は、大体自分の所管しているところがどういう状態になっているかということは把握しているというふうに、私は考えてお

ります。また、いろんな要望もございますし、日々点検とか回っている中で、いろいろなことを理解されていると思っておりますけれども、何分やらなければいけない箇所数に対しまして、予算は限られているということでございますし、計画的に実施しているものにつきましては、例えば河川であれば河川整備計画というような形ではっきり書いているわけですが、そういったものに載っていない、あるいは載せることができないものがたくさんあるということは、現場でわかっていると思います。また、災害が起こった後の対応もそれぞれやっております。予算の配分ということですが、それは限られた予算の中でそれぞれの箇所において、そうした事務所等で把握している中で優先順位をつけて適切に対応していると思っておりますけれども、地域の方から御要望といたしますか、御指摘があったところについては、現場を訪れて再度確認して対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。